

第 1 1 農政部の補助金について

1. 農政部農業構造政策課の補助金

(1) はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項 7 6）

交付決定の通知書等に係る回議書の公印区分及び施行区分につき、第 4 の第 2 項参照。

(イ) 補助金の公平を図るための周知について（意見 1 1 3）

結論：要望を出してこない市町村に対しては、改めて補助金の制度・運用に関する情報提供を強化するとともに、認定農業者へも補助金の概要を分かりやすく知らせることを促すべきである。

説明：要望を出してこない市町村に対して、担当課や農業事務所から本件補助金の利用を促す働きかけはしていない。ほとんどの市町村に補助対象となり得る担い手はいるはずだが、これまで一回も申請のない市町村がある。確かに、中山間地域は集積したくてもできないという特性があり、認定農業者の数も少ない。県では、農地集積など構造的に強い農業にしようという政策を進めているが、他方で、国の事業が規模拡大に傾斜している中で、条件不利地域の支援こそ県がやらねばならないのではないかと考えられる。

農業の規模を拡大し、競争力を付けさせようという政策の流れからすると、条件不利地域の市町村に補助金に関する情報提供を強化するのは、その流れに逆行するのではないかという向きもあるかもしれない。しかし、農地の集約が難しい条件不利地域であるというだけで、本件補助金の利用が少ないという状況を放置しては、条件不利地域にも存在するかもしれない成長の可能性のある認定農業者等が適切な支援を受ける機会を狭めることにもなりかねない。

そこで、要望を出してこない市町村に対しては、改めて補助金の制度・運用に関する情報提供を強化するとともに、認定農業者へも補助金の概要を分かりやすく知らせることを促すべきである。

(ウ) 目的が重なる補助金が市町村にあるか否かの調査・検討（意見 1 1 4）

結論：本件補助金と同じ目的の補助金が市町村にあるか否かの調査・検討を行うべきである。

説明：市町村がどのような補助金制度を持っているのか知る機会はあるものの、市町村の補助金を総括的に調べることはしていないとのことであった。

しかし、本件補助金は予算規模も大きく、補助金の制度や仕組みそのものの適否を常に考えていかねばならず、そのためには、市町村が機械化促進などの農業支援についてどのような補助金のメニューを持っているのか、補助金額の規模はどの程度かなどを把握する必要がある。

県には国が支援できないものを支援しようという発想があるが、市町村にも

県が支援しないものを支援するという発想があり、市町村の補助金を総括的に調べてみれば、ユニークな補助金も見つかる可能性もある。

そこで、本件補助金と同じ目的の補助金が市町村にあるか否かの調査・検討を行った方がよいと考える。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

農業事務所長は、はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業実施要領に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業費交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助対象経費は、要綱に定めた団体等が、要領に定めた事業の実施に要する経費又は市町村が補助する場合における当該補助に要する経費とされており、①法人化等支援型、②新規就農支援型、③アグリビジネス参入型、④新時代対応型の4種ごとに、補助率、上限額等が定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は市町村である。

県は、市町村を通じて認定農業者に周知しており、認定農業者が市町村を通じて要望の提出や申請を行う。交付先における補助事業の遂行能力については、要望の査定過程で、農地所有適格法人か認定農業者などの要件に合致していること、経営状況や計画などを審査して確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定前にも、支援事業評価表を作成・提出させるなど、効果の検討を行っている。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成24年度に開始され、4年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	—	—
平成24年度	66,000	61,477
平成25年度	66,000	53,147
平成26年度	66,000	30,176
平成27年度	66,000	49,745

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、施設・設備整備補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものであるが、市町村によっては継足補助を行っている。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ1.0人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性については、現地で、帳票などを確認し、検査確認調書を作成している。

(サ) 事後点検

成果指標につき、実施要領に目標の候補が挙げられている。実際の評価につき、農業事務所に3年間機械・施設利用状況報告書が提出され、評価を行っている。

(2) 農業近代化資金利子補給金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 回議書類における日付の訂正及び閲覧者について（意見115）

結論：同一内容の回議書類において、閲覧者がまちまちであるため、閲覧者を予め決めておく必要がある。また、閲覧した日付は正しく記載すべきであり、安易に修正してはならない。

説明：「農業近代化資金貸付限度額の特例に関する承認について」（文書番号30122-35）という、所長決裁の回議書類において、所長の押印日が3月22日から3月15日に修正テープにより、修正されていた。

さらに、「農業近代化資金及び総合農政推進資金利子補給承認の変更承認について（金利改定による利子補給率変更）」（文書番号30122-37、38、39）という課長決裁の回議書類において、①課長、次長、係長の押印日が3月25日から3月22日へそれぞれ変更されたもの、②課長のみしか押印日がないもの、③課長の押印日が鉛筆書きのもの、④回議書類の閲覧者が統一されていないものが散見された。

これら3つの書類は、同一の内容であり、すべて作成及び課長の押印日が平成28年3月22日であることから、同じ職員が閲覧する権限があり、出張などで不在であった場合を除き、同一人物が押印するものを考えられる。しかし、3つの回議書類には以下の違いがあった。

登録番号	起案日	決裁日	課長	次長	係長	課員
30122-37	3.22	3.22	3.22	3.22	3.22	押印のみ
30122-38	3.22	3.22	3.22	押印のみ	—	押印のみ
30122-39	3.22	3.22	3.22	—	—	—

同一内容の書類においては、誰に閲覧権限があるのか明確にする必要がある。また、安易に押印日を修正すべきではなく、修正が必要な場合には訂正印により、どのように修正されたのかを明示しておく必要がある。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

農業者等に対し農業協同組合その他の機関で農業関係の融資をその業務とするものを行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、利子補給を行う。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）、群馬県農業近代化資金融通措置条例（昭和36年群馬県条例第71号）、群馬県農業経営改善関係資金基本要綱（平成19年5月1日付け農経第202号－4号群馬県理事通知）、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け経営第8870号農林水産省経営局長通知）、群馬県農業近代化資金事務取扱要領

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

近代化資金の利子補給率及び貸付利率は、次表のとおりである。利子補給率は毎月見直されるが、平成27年4月20日時点では次表のとおりである。

	個人施設		共同利用施設			
			農協が貸し付ける場合		農協以外の融資機関が貸し付ける場合	
	利子補給率%	貸付利率%	利子補給率%	貸付利率%	利子補給率%	貸付利率%
小土地改良資金以外の資金	1.25	0.70	1.25	0.70	0.45	0.70
小土地改良資金	1.25	0.70	1.25	0.70	0.45	0.70

(エ) 本件補助金の支出先

融資機関（20事業者）であり、支出先への県有施設の貸与はない。県と契約を結んでいる金融機関に対して交付しており、県内の主要な金融機関を網羅している。

例年5月に市町村において制度説明会を実施しているほか、県のホームページに掲載し、周知している。

事業者に対する補助金ではないため、交付先における補助事業の遂行能力については特に検討していない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

要綱に基づき算出される。財源は一般財源である。

国の制度に基づく補助金であり、支出の効果について特段の検討は行っていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和36年度に開始され、54年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
--	-----	----------

平成 2 3 年度	133,328	116,481
平成 2 4 年度	112,029	101,062
平成 2 5 年度	93,991	87,949
平成 2 6 年度	83,072	80,798
平成 2 7 年度	77,287	73,957

(注) 平成 1 9 年度～平成 2 1 年度は、近代化資金に関して、貸付期間内の無利子化を行っていた。平成 2 2 年度～平成 2 4 年度は、5 年間のみ無利子化を行っていた。平成 2 5 年度からは、J A が融資増加を推進したこと及び消費税増税に対する前倒しの資金需要が生じたことに対応できるようにした。

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は利子補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

認定農業者に対して、国の利子助成の交付もある。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ 1. 2 人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

融資機関は、補助金の額の確定（精算）時点から一定期間以内に報告書を提出するものとされている。

借入者は、資金の貸付を受けた日から 1 年以内に事業を完了しなければならないものとし、事業が完了したときは遅滞なく農業近代化資金事業完了届に納品書、請求書及び領収書の原本又はその写しを添えて融資機関へ提出するものとする。

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性については、融資機関に出向いて確認を行うほか、各融資機関が、制度融資利用者が提出した報告書の正確性について検証している。

(サ) 事後点検

特段の成果指標の設定や補助金支出自体の評価は行っていないが、融資実行後の措置として、経営状況の融資機関への報告が求められた場合の農業事務所への送付等により、効果検証と貸付者への指導を行うこととなっている。制度融資利用者については、支給する融資機関が検討している。

2. 農政部技術支援課の補助金

(1) 群馬県鳥獣害対策地域支援事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 市町村の鳥獣被害対策関係の補助金等支出の比較検討の必要性(意見 1 1 6)

結論：補助金の必要性の判断や算定基準の設定に際しては、市町村の鳥獣被

害対策関係の補助金等支出の比較検討を行って、判断要素の一つにすべきである。

説明：本件補助金と同じ目的の補助金が市町村にあるか否かについて、どのような取り組みがあるのかの把握はなされていたものの、本件補助金と同種の補助金等支出の金額・規模までは十分に把握されておらず、また、市町村間の比較分析等もなされていなかった。

今や、イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害は深刻な社会問題となっており、本件補助金のように罠をしかけて掛かった害獣を猟銃で駆除すること等を補助するほかにも、例えば、農地の近辺に設置したセンサーに反応すると、猟友会のメンバーにメールで知らせが入り、近くにいる者がイノシシ等の追い払いに向かうことで、イノシシ等に危険を学習させるような仕組み作りと運用を補助する方法なども考えられる。いずれにせよ、市町村が有害鳥獣被害対策でどのような取り組みを行っているか、調査して、横断的に分析してみなければ、新たな対策の検討はおろか、本件補助金がどの程度有効に機能しているのかについて十分な検討をすることはできないともいえる。

もちろん、市町村ごとにそれぞれ事情を抱えている中で行われている対策事業であるので、数値等の比較検討を避けるのもやむを得ない側面がある。

しかし、多額の予算を用いている本件補助金の必要性や有効性を判断する上で、重要な事柄であるので、本件補助金の単価設定や予算規模の適正水準を判断する上で、市町村独自の鳥獣被害対策関係の補助金等支出まで把握し、比較検討を行うべきであると考えられる。

(イ) イノシシ等有害鳥獣による人的被害対策との関係について（意見 1 1 7）

結論：イノシシ等有害鳥獣の人間に対する攻撃や住宅等の損壊への対策と本件補助金が対象とする農作物被害対策は連携して行われるべきである。

説明：農作物被害に関する鳥獣被害対策はなされており、本件補助金は、①知る（生態や生息状況の把握・分析）、②捕る（捕獲して頭数を減らす）、③守る（柵によって侵入を防ぐ・緩衝帯の設置や追い払いによって出没を抑制する）の三つの対策を担うものである。しかし、イノシシ等が住宅地や商業地に侵入して、住民に危害を加えることに対する対策は、市町村レベルではともかく、全県レベルの取り組みはまだこれからという状況である。イノシシ等による農地以外での人的・物的被害が顕在化し、被害対策強化の必要性が高まることが予想されるので、人間に対する攻撃や住宅等の損壊への対策と農作物被害対策は連携して、取り組みを進められたい。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

野生鳥獣による農林業等に係る被害は、拡大傾向にあり（イノシシやニホンジカの各適正管理計画で、捕るべき頭数が増えた。暖冬や栄養の改善の影響で、野生動物の子が増え、減らない。）、農林業者等の経済的な損失のみならず、生産意欲の減退や耕作放棄地の増加、自然生態系の破壊など、直接的な数字以上

の影響を及ぼし、依然として深刻な状況にある。そこで、地域が主体となって実施する有害鳥獣捕獲や被害対策の取り組みを支援し、農林業及び生活環境等に係る被害の防止を図ることを目的とする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県鳥獣害対策地域支援事業費補助金交付要綱、鳥獣害対策地域支援事業実施要領

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

要領に定めた、捕獲推進、捕獲器材等導入、個体群管理等推進（人件費、追払い資材・機材購入費等）、捕獲奨励（ニホンジカ等）、電気柵適切管理推進などの経費ごとに、補助率、定額補助の単価、上限額等が定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は市町村である。

鳥獣被害対策支援センター（県の機関）と連携して、市町村に対する支援を行っており、全市町村を対象に鳥獣害対策地域支援事業の要望調査を行っている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源であり、支出の効果の検討は行っていない。被害の規模は把握している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成26年度に開始され、2年目である。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	※60,875	※54,391
平成24年度	※63,500	※62,426
平成25年度	※63,500	※55,600
平成26年度	63,320	57,032
平成27年度	62,370	57,465

平成26年度から、環境森林部自然環境課と農政部技術支援課の補助金が一本化された。平成23年度乃至同25年度の数値は統合される以前の各補助金の予算額と決算額のそれぞれ合計額である。

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、メニューにより、定額補助、定率（2分の1、4分の1）補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件事業の主体は市町村であり、県は市町村の鳥獣被害対策の一部を補助している。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は、担当課及び5つの農業事務所で延べ0.6人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後30日又は当該事業年度の次の年度の4月20日のいずれか早い日までに提出するものとされている。

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性については、必要があれば、現地での機材確認、市町村での確認を行っている。

(サ) 事後点検

市町村から報告書の提出を受けて確認している。

1頭いくらの奨励金は効果そのものともいえる。捕獲頭数以外に農業被害額の統計などもあるが、機材購入は特に成果指標と結び付けられていない。国や市町村の対策もあるので、県の補助金の効果がどこまでかの測定が困難であるのが実情である。鳥獣被害対策支援センターが適正管理計画を作成し、生態系への影響を留意している。

指標として、鳥獣被害額の削減目標はある。また、本件補助金を廃止する検討は行っていない。

(2) 渡良瀬川鉍毒対策費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

該当なし。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

渡良瀬川鉍毒根絶期成同盟会の行う渡良瀬川関係の農作物被害対策事業に対して補助を行う。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県農業生産環境関係事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助対象経費は、調査研究費、技術対策費、中央対策費及び事業の目的達成のため必要な経費である。補助率は、知事が予算の範囲内で定めた額とされている。

(エ) 本件補助金の支出先

渡良瀬川鉍毒根絶期成同盟会であり、支出先への県有施設の貸与はない。同会以外の交付先は、存在しない。

補助対象事業者は事務局が東部農業事務所（農業振興課）内にあり、補助事業者における補助事業の遂行能力については、問題ないものと認識している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

昭和49年以降、同額である。財源は一般財源である。

事前の効果検討については、水質検査・堆積地の確認をしたうえ原因企業への監視などを行っている。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和40年度に開始され、51年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	300	300
平成24年度	300	300
平成25年度	300	300
平成26年度	300	300
平成27年度	300	300

(キ) 当該補助金の区分・態様

本件補助金は運営費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。但し、関係市町村からの負担金があり、耕作地の面積に応じて負担している。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.02人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後30日又は当該事業年度の次の年度の4月20日のいずれか早い日までに提出するものとされている。

実績報告書(支出内容及び金額)の正確性の検証については、事務局(東部農業事務所)で行い、さらに技術支援課でも確認を行う。

(サ) 事後点検

本件補助金の効果は、原因企業に対する監視継続により、原因企業が対策を怠らないようにすることである。また、新たな被害が発生しない状態の継続が成果であるが、水質検査などの結果に異状がないことは確認するが、それ以上の検証は行っていない。

3. 農政部蚕糸園芸課の補助金

(1) 群馬県蚕糸園芸振興事業補助金(「野菜王国・ぐんま」総合対策事業費補助)

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分(指摘事項77)

交付決定の通知書等に係る回議書の公印区分及び施行区分につき、第4の第2項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金目的・趣旨

知事は、野菜生産の振興を図るため必要な事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。野菜王国ぐんま総合対策として、野菜に特化した事業である。野菜は県の農業産出額の約4割(畜産と同規模)で

あり、従事者も多い。群馬県の野菜産出額は、1000億円を超える年もあったが、700億円台に落ち込んだ。野菜振興を目的に平成19年度に野菜に特化した補助事業を創設し、平成20年度に現在の形となった。農業人口減少の中、大規模経営者の育成が必要となり、やさい振興戦略会議により野菜の振興方策を検討している。平成26年の野菜産出額は約920億円まで回復している。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等
規則、群馬県蚕糸園芸振興事業補助金等交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

大規模野菜経営体育成支援（家族経営から雇用経営への転換）、ぐんまの野菜産地育成支援（3戸以上の農家が組織する団体等の施設又は機械の整備）、目指せ日本一！チャレンジ支援（単位面積あたりの収量を増加させるために必要な機器等の整備）の3つのメニューがあり、メニューごとに補助対象事業、補助対象経費、補助率等が定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は、農業協同組合と認定農業者等であり、支出先への県有施設の貸与はない。

本件補助金は要望に基づき、審査し、交付する補助金である。本件補助金について、農業事務所が市町村や農協に対して説明会を開催するほか、県のホームページに掲載し、周知している。平成28年度からポイント制を導入し、審査項目ごとにポイントが定められ、客観性を高めるようにした。

交付先における補助事業の遂行能力については、畑など現地を見て栽培技術を確認するなど、農業事務所が確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

本件補助金の財源は一般財源である。

支出の効果の検討は、農業事務所、農協、普及指導員が把握し、担当課と協議をする中で確認している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成20年度に開始され、8年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	150,000	145,508
平成24年度	147,000	147,479
平成25年度	147,000	141,141
平成26年度	147,000	119,790
平成27年度	147,000	120,412

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定率補助（3分の1以内、10分の3以内、消費宣伝などのソフト事業2分の1以内）である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものであるが、県の補助金に継足して補助金を交付する市町村もある（前橋市、高崎市、伊勢崎市、榛東村、富岡市、中之条町、沼田市等）。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.5人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後30日又は当該事業年度の次の年度の4月20日のいずれか早い日まで（ただし、知事が報告期日を別に指定した場合は、指定された日まで）に提出される。

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性については、農業事務所が現場確認、出来高チェックを行っている。

(サ) 事後点検

交付後3年間は利用状況報告を受けている。状況報告書は、施設を利用していることの報告が主体であり、セル成型全自動移植機なら、稼働面積と利用率の目標と3年間の実績である。

効果は、群馬県の野菜の重点品目等の出荷の伸びにより確認している。また、群馬県の野菜の出荷の動向の要因分析はやさい振興戦略会議（蚕糸園芸課、各農業事務所地区ごとの実績の検討会を開催している。）で行っている。

また、最終実施主体から市町村を通じて実施実績報告書の提出を受けるなどして、調査・検討を行っている。

当該補助金を廃止するか否かにつき検討を行ったことはない。

(2) 群馬県蚕糸園芸振興事業補助金（園芸農産物振興対策事業費補助）

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 計画変更時の補助金額の削減規定について（指摘事項78）

結論：本件補助金について、補助事業の計画変更時の補助金額の削減規定を設けるべきである。

説明：平成14年度の包括外部監査（農政部の補助金に関する事務の執行について）において、本件補助金について、上限規定や計画変更時の削減規定の不存在と規定の必要性を指摘されていた。

今回の監査において、この点を点検したところ、交付要綱や実施要領に上限額の定めはなかった。ただし、毎年、条件付きで交付決定している1000万円に対して、それを上回る事業経費がかかることから、事実上、1000万円が上限の役割を果たしており、これを上限とするべきかとも考えられた。しかし、群馬県園芸協会の活動は、会員の世代交代が進んで、事業内容も濃くなり、その活動も活発化しているとのことであり、本件補助金の具体的な効果測定をしていないことから、現時点で上限額を画するのは困難であり、今後の検討課

題とせざるを得なかった。他方、補助事業の計画変更時の削減規定が平成15年度以降も設けられてこなかったことについて、「計画変更時には知事の承認を要する」との現行規定で代替することはできず、不備であると言わざるを得ない。いずれにせよ、平成14年度の包括外部監査での指摘事項に対する措置としては不十分と評価せざるを得ない。

(イ) 補助金の効果測定と補助金交付先に対する経営改善指導（意見118）

結論：本件補助金の具体的な効果測定を行った上で、政策目的達成のために不可欠な補助金交付先に対しては、その維持存続のためにも採算面の経営改善を行うよう指導すべきである。

説明：本件補助金は、群馬県園芸協会に対して条件付きで1000万円の交付決定を行い、概算払いで500万円支給、実績報告を受けてから、補助金額を確定し、残額500万円支給という事務が続いている。これでは補助金交付先の業務改善のインセンティブが働かなくなるのではないかとの懸念も生じかねないが、同協会は、米麦や畜産などと異なり、国の政策から外れていた園芸分野の振興に不可欠の団体であり、その活動は従前より活発化しており、必要な経費のごく一部しか補助できていないのが現状であるとのことであった。また、園芸分野は生産者の独立心も強く、園芸協会の運営も会員である生産者からの活発な意見によって業務や研修企画の内容も常に改善しており、また、そうでなければ、会費を納めている会員からの厳しい意見に晒されることになることであった。

そうであれば、そのような業務改善の効果が出ていることが本件補助金の効果測定にも反映されるべきであるし、そうでなければ、政策目的実現のための補助金額が現在過少であるかどうかを判断することもできない。

また、同協会が政策目的実現のために不可欠なのであれば、その維持存続が現在過少であるという補助金に依存する度合いを低減させる必要もあり、会員に支持される活動による会費収入の増強などの経営改善を促すべきである。

(ウ) 県の補助事業と国庫補助事業との経費按分について（意見119）

結論：原則として、県の補助事業と国庫補助事業は別事業として、共通経費は一定の基準を設けてそれぞれに按分する仕組みだけを設けておくべきである。

説明：同協会の運営経費について、国庫補助事業である「果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業」の事業費交付金支出が支出の部に計上されており、県の補助事業でない事業への支出が県に対する実績報告書に含まれてしまっている。この点、担当課で問題意識を持ち、同協会に改善を要求していることであった。さらに進んで、同協会の運営経費を県の補助事業や国庫補助事業で按分しないのか尋ねたところ、国庫補助事業の部分は国からの補助金を受け入れて同額を支出するだけであり、負担させるべき経費割合はほとんどないことであった。とはいえ、仮に、国から受け入れた補助金を交付金として支出するだけであるといっても、交付先の適格性の判断など、同協会にも一定の事務負担と責任が伴うはずであり、国庫補助事業の経費負担割合を常

にゼロと扱う現行の実務にも問題がないとはいえない。国庫補助事業に按分されるべき経費の割合が一定基準以下の場合には、事務の効率性のために経費の按分を省略する例外規定を設けるのは構わないが、原則として、県の補助事業と国庫補助事業は別事業として、共通経費は一定の基準を設けてそれぞれに按分する仕組みだけは最低限設けておくべきである。

(エ) 仮勘定で処理した収支の内訳のディスクロージについて（改善点）

結論：同協会が仮勘定で処理した行事参加費等について、会員への決算報告で、仮勘定の残高だけでなく、当該年度の内訳も会員に明らかにされるようになったとのことであり、改善が見られた。

説明：平成14年度の包括外部監査（農政部の補助金に関する事務の執行について）において、「フリー苗木に関する会計」「スプレーぎく全国大会会計」は、帳簿上は会計処理されているが、決算書の中では組合員に特別会計として、ディスクロージされていないとの指摘があった。今回監査では、全く同じ問題は見られなかったものの、仮勘定で処理している事業等への参加費について、類似の問題点が見受けられた。具体的には、平成27年度の元帳写しを見る限り、全国ナシ研究大会石川県大会や全野研愛媛大会などへの参加費は借入金勘定で、預かりと支出の仕訳がなされていたが、仮勘定貸借表で期末残高については、会員への開示の対象とはなっていた。借入金収入や支出の内訳については、同協会は希望する会員に開示しているとのことであり、この点、平成14年度の包括外部監査時に比べて改善が見られた。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金目的・趣旨

知事は、蚕糸園芸等の振興を図るため必要な事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県蚕糸園芸振興事業補助金等交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助対象事業は、群馬県園芸協会が園芸農作物の振興対策を図るために行う事業である。補助対象経費は、群馬県園芸協会の運営並びに果樹、花き、いちご及び野菜の生産振興対策、流通改善対策、組織対策に要する経費である。

(エ) 本件補助金の支出先

群馬県園芸協会であり、支出先への県有施設の貸与はない。

補助金の交付先は群馬県園芸協会1者のみである（交付要綱上も同協会に限定されている。）。補助事業者における補助事業の遂行能力については、交付先を訪問し、帳簿を閲覧するなどして活動状況・財務状況を把握している（年4回程度）。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

補助率は「知事が予算の範囲で定めた額とする。」としか定められておらず（実施要領の第4項）、実態は定額補助と変わらないといえる。

財源は一般財源であり、同協会が例年行っている各種推進事業が行われることに加え、生産者などへの各種情報伝達といった面で、県との連携を目的として補助を続けている。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和43年度に開始され、48年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	10,000	10,000
平成24年度	10,000	10,000
平成25年度	10,000	10,000
平成26年度	10,000	10,000
平成27年度	10,000	10,000

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後30日又は当該事業年度の次の年度の4月20日のいずれか早い日まで(ただし、知事が報告期日を別に指定した場合は、指定された日まで)に提出するものとされている。実績報告書(支出内容及び金額)の正確性につき検証しており、群馬県園芸協会に行って帳簿を確認している。総会と園芸生産者大会の時期(6月と11月)の前後及び年度末・年度当初に現地調査を実施している。

(サ) 事後点検

成果指標につき特に定められてはいない。その活動内容は、県、農業団体と連携して、通常総会、園芸生産者大会を開催するとともに、研修会・品評会・販売促進会・先進地調査等の事業を実施することで、本県園芸生産の振興に貢献している。

(3) 群馬県蚕糸園芸振興事業補助金(世界で戦えるこんにやく総合対策事業費補助)

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 市町村との役割分担の検討過程について(意見120)

結論：市町村に同趣旨の補助金があるか否かについて、アンケート調査を実施するなど、その過程が記録に残る形での調査を行うことが望まれる。

説明：市町村に同趣旨の補助金があるか否かについて、担当課では、日常業

務で、事実上、その有無を把握しているとするのみで、市町村に同趣旨の補助金があるか否かに関する網羅的調査を行ってはいないとのことであった。しかし、群馬県の予算編成上、市町村との役割分担等については検討過程を明確にすることが求められており、担当課で事実上把握するという程度では、補助金の必要性を基礎付けるのに不十分という評価もあり得る。そこで、市町村に対するアンケート調査など、検討過程が記録に残る方法での調査を行うことが望まれる。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金目的・趣旨

知事は、蚕糸園芸等の振興を図るため必要な事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。面積3ha以上の農家を対象にさらなる規模拡大を目指している。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県蚕糸園芸振興事業補助金等交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

① 生産コスト低減機械等整備支援

補助対象事業：こんにゃく農家の規模拡大等による低コスト化に必要な高性能機械等導入に対する市町村の補助事業

補助対象経費：上記の機械購入に要する経費

補助率：3分の1以内

② 高付加価値化支援

補助対象事業：こんにゃく農家が行う生芋こんにゃく加工等による高付加価値化のモデル的な取り組みに必要な機械等導入に対する市町村の補助事業

補助対象経費：上記の機械導入に要する経費

補助率：3分の1以内

③ こんにゃく消費拡大推進支援

補助対象事業……群馬県蒟蒻生産協会、群馬県蒟蒻原料商工業協同組合及び群馬県蒟蒻協同組合が実施するこんにゃく消費拡大事業

補助対象経費……上記の事業実施に要する経費

補助率……2分の1以内

(エ) 本件補助金の支出先

市町村、群馬県蒟蒻生産協会、群馬県蒟蒻原料商工業協同組合、群馬県蒟蒻協同組合であり、そこからさらに農業者、農業協同組合（昭和村、渋川市、富岡市、東吾妻町等）へ交付される。支出先への県有施設の貸与はない。

交付先における補助事業の遂行能力については、市町村や団体を通じて確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。

事前の検討としては、事業主体から提出される計画書で目標（面積、省力化、

10a 当たりの数値目標) などから判断する。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成22年度に開始され、6年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	12,450	11,540
平成24年度	11,500	11,356
平成25年度	10,300	10,299
平成26年度	12,700	12,480
平成27年度	12,250	11,517

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は設備・施設の整備であり、定率補助(3分の1以内、2分の1以内)である。

(ク) 本件補助金の負担割合

機械装置購入・事業費の一部を県が補助しており、県の補助金に継足補助する市もある。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後30日又は当該事業年度の次の年度の4月20日のいずれか早い日まで(ただし、知事が報告期日を別に指定した場合は、指定された日まで)に提出するものとされている。

実績報告書(支出内容及び金額)の正確性については、機械設備などは現地確認により、販促イベントなどは領収書写しを確認している。

(サ) 事後点検

成果指標として、計画書の中で、経営規模の拡大・10a当たり収穫量・コストダウン・10a当たり労働時間等を設けている。効果測定については、翌年度以降、市町村を通じて、利用状況報告を受けている(3年間)。

4. 農政部ぐんまブランド推進課の補助金

(1) ぐんまブランド推進事業補助金(グッドぐんまの新鮮野菜PR事業補助)

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助金交付の成果について(意見121)

結論：平成10年度から同様の補助金を交付しているが、補助金交付の成果について、県として測定等を実施していない。

説明：平成10年度から、テレビCM等の費用の一部について、補助金を交付している。しかしながら、当該CMにより、群馬県の青果物がどの程度認知

されたのか、販売が増加したのか、その効果について検証を実施していない。

テレビCMの効果是直接検証することは難しいが、18年もの間、漠然と補助金を交付し続けることは望ましくなく、どのような成果を上げているのか調査すべきである。県単独で困難であれば、補助金交付事業者と協力して、アンケート調査を実施するなど、その効果の測定を実施すべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金目的・趣旨

知事は、農畜産物のブランド推進等を図るため必要な事業の実施に要する経費に対し、補助金を交付する。

補助対象事業は、農業協同組合または農業協同組合連合会が行う県産青果物の需要拡大のための宣伝事業である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、ぐんまブランド推進事業補助金等交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助対象経費は、県産青果物の需要拡大を図るために行うテレビ等を活用した宣伝に要する費用であり、補助率は2分の1以内と定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は全国農業協同組合連合会群馬県本部であり、支出先への県有施設の貸与はない。

交付先における補助事業の遂行能力の検討については、事業計画書について協議を行っている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。事前の効果の検討は特にしていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成19年度に開始され、9年継続している。

ぐんまブランド推進課は平成27年度に新設されたが、平成19年度～平成26年度は、蚕糸園芸課において同様の補助を行っていた。以前はラジオCM等に対する補助を行っていたが、平成22年度以降はテレビCMに特化して補助を行っている。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	6,485	6,485
平成24年度	5,900	5,900
平成25年度	4,780	4,780
平成26年度	5,840	5,840
平成27年度	5,840	5,840

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定率補助(2分の1以内)である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後30日又は当該年度の次の年度の4月20日のいずれか早い日までに報告する。

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性については、現地に行き、領収書等と照合して、確認している。

(サ) 事後点検

実施報告書を閲覧するとともに、現地で帳簿の確認等を実施し、目的外使用がないことを確かめている。

特段の成果指標の設定、効果測定、評価は行っていない。廃止の検討は行っていない。

(2) ぐんまブランド推進事業補助金（6次産業化チャレンジ支援事業費補助）

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助金交付の有効性について（意見122）

結論：補助金交付対象事業の選定に当たっては、実現性を重要視し、十分な人的・物的資源を投入できない事業に対して、補助金を交付することは望ましくない。また、補助金により実施した事業内容をすぐに変更する場合には、補助金の返還を義務づける必要がある。

説明：本件補助金は、補助対象事業者の選定に際してコンペを実施し、コンペの最優秀事業者に対して、補助を実施するものである。当初計画では、補助対象事業費400万円に対し、補助金額は200万円であったが、その後、補助事業の縮小により、補助対象事業費が225万5989円、補助金額が121万1989円に減額されている。

補助対象事業費の変更の理由は以下のとおりである。

- ①調味料の商品化中止（試作品開発がうまくいかなかったため）
- ②新商品開発の遅延（本業が忙しかったこと等により、販路開拓等に取り組むことができなかったため）
- ③冷凍保管庫の設置を中止（設置場所の調整がつかず、また、商品開発が遅れたことにより喫緊の必要性がなかったため）

しかし、当初予算の半分程度しか事業が実施されないのであれば、補助金を効果的に活用できていないと言える。

また、事業費の内訳として、ホームページ作成経費74万3040円、楽天出店料38万8800円があるが、平成28年10月14日時点では、楽天市場店は現在工事中であり、閲覧できなかった。また、事業者のホームページを

閲覧したところ、農産物についての記載はあったが、当該農産物を使用して生産した加工食品についての記載はなかった。これを確認したところ、当初は作成したが、現在は新米を売るためにホームページを変更してしまったとのことである。

6次産業化は困難な事業であることから、事業がうまくいかず、補助金が計画どおり交付できないことはやむをえない。しかしながら、補助金によりホームページ等を作成し、1年経過せずに変更するのでは、補助金を交付した意味がない。

補助金の初年度であり、難しい面もあると考えられるが、結果として事業規模が予算と比較して半分程度になっており、事業の実現性をもっと重要視する必要があると考えられる。コンペの審査における配点でも、実現性について35点中5点の配点となっており、モデル性や計画性の10点と比較しても重要視されていない。十分な人的・物的資源を投入できない事業であれば、中途半端に終わってしまう危険性があり、補助金が有効に活用されないこととなる。

また、補助金によりホームページを作成し、すぐに変更してしまうのであれば、それを補助対象経費とすべきではなく、そのような事実を確認した場合には、補助金の返還を義務づけるべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金目的・趣旨

知事は、農畜産物のブランド推進等を図るため必要な事業の実施に要する経費に対し、補助金を交付するものとされている。

当該補助金の補助対象事業は、コンペに応募のあった事業プランの中から審査選考を経て認定されたプランに基づき実施する事業である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、ぐんまブランド推進事業補助金等交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

コンペに応募のあった事業プランの中から審査選考を経て認定されたプランに基づき実施する事業を適切に実施するために必要な経費が対象とされている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は株式会社Aであり、支出先への県有施設の貸与はない。

交付先については、コンペを行い、その中で最優秀の者に対して補助を行う。コンペについては、県の6次産業化サポートセンターという相談窓口における案内や県のホームページに掲載しているほか、群馬県農業協同組合中央会、市町村並びに農業事務所などの関係機関等を通じて、農業者へ周知している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

補助対象経費の2分の1以内（予算の上限200万円）で、実績報告書の実績値により決定する。

財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成27年度に開始されたものである。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	—	—
平成24年度	—	—
平成25年度	—	—
平成26年度	—	—
平成27年度	2,000	1,044

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定率補助(2分の1以内、上限200万円)である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後30日又は当該事業年度の次の年度の4月20日のいずれか早い日までに提出する。

(サ) 事後点検

事業報告書に基づき、現地調査を実施している。

成果指標については、本件補助金の初年度であり、数値化が困難なことから、定められていない。

5. 農政部畜産課の補助金

(1) 群馬県畜産振興事業補助金

(生産振興対策事業.....優良繁殖雌牛増頭)

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 成果指標の設定と支出の効果の検討方法の活用可能性(意見123)

結論：畜産関係の生産振興対策事業補助金については、成果指標の設定と事前・事後の支出の効果の検討がよくなされており、成果指標の設定や補助金支出の効果の検討方法に課題を有する他の補助金事務の参考に供すべきである。

説明：本件補助金は、本県における生産振興対策を総合的に推進することを目的とし、優良繁殖雌牛導入、保留、育種評価活用促進事業を実施するために設けられたものである。

補助金の交付に当たっては、規則、交付要綱のほか、実施要領、実施基準が設けられており、事業目的、内容、要件が具体的に明記されているとともに、

事業主体が事業を実施する上での県の管理体制、補助金支出に関する事前・事後の評価を行うための仕組みが整備されている。

また、成果指標についても配慮されており、本件補助金の予算編成時に課内で政策推進シートを作成する際に、「繁殖雌牛の頭数推移」「群馬県食肉卸売市場における枝肉等級の推移」「群馬県内で屠畜された和牛の枝肉重量」といった指標を考慮しており、単価や計算の検証に活かされている。

事後評価に関しては、事業の実施主体から、実績報告の際に事業評価表の提出を求め、本事業の実施によりいかなる効果があったかの報告を求めており、県で検討の上、コメントを付して団体に返却している。

これら成果指標の設定、事前・事後の支出の効果が検討されていることにより、補助金の達成度、改善点の把握等が可能となるのであって、本件補助金以外の補助金で、成果指標の設定や事前・事後の支出の効果の方法に課題のある補助金事務の参考に供すべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

畜産の振興に資するため、畜産の振興に必要な経費に対し補助金を交付するものとする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県畜産振興事業補助金交付要綱、生産振興対策事業実施要領、生産振興対策事業実施基準

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助対象経費、補助率等は以下のとおりである。

① 優良繁殖雌牛導入

ア 推進指導……2分の1以内（事務費の補助）

イ 優良繁殖雌牛導入奨励……定額（牛の購入・運搬費用）

② 優良繁殖雌牛保留……定額（推奨金）

③ 育種評価活用促進……3分の1以内（事務費、専用プログラム費用、データ収集経費）

(エ) 本件補助金の支出先

「導入」と「育種評価」は（公社）群馬県畜産協会であり、「保留」は全国農業協同組合連合会群馬県本部である。支出先への県有施設の貸与はない。

畜産協会は、県とともに牛の改良促進事業を実施しており、導入と育種評価を行っている。保留は、改良に供すべき優良子牛を県内に留めることであり、牛の流通を行っている農協が担い手にふさわしい。

補助事業者における補助事業の遂行能力については、畜産協会と全農なので、問題はないと考えている。どこの産地の牛で改良を進めるかは有識者による会議により検討しており、保留事業は、家畜の登録員・審査員（評価できる資格）に保留牛を選んでもらっている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

1年度分の申請と実績報告に基づいて金額を確定し、翌年度に支払っている。財源は一般財源である。

交付決定以前にも支出の効果について検討しており、群馬県内の牛肉の生産・流通量、肉質の向上、どの金額であれば「保留」できるか、毎年、検証している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和63年度に開始され、28年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	7,360	7,190
平成24年度	6,010	6,010
平成25年度	5,950	5,950
平成26年度	5,680	5,240
平成27年度	5,540	5,380

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定額（「導入」7万円／頭、「保留」8万円／頭）又は定率（「育種価評価」3分の1）補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業終了後1か月又は交付決定のあった翌年度の4月20日のいずれか早い時期までに提出するものとされている。

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性については、現場に行って検証している。

(サ) 事後点検

補助金の目的外使用が無いことは、畜産協会や全農に対し、現地往査して明細表に照らして帳票等を確認している。

成果指標として、肉質の向上と雌牛の増頭をチェックしており、農家の規模拡大を掲げている。

(2) 群馬県畜産振興事業補助金

(生産振興対策事業……高能力純粋種豚安定供給体制確立)

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 成果指標の設定と支出の効果の検討方法の活用可能性（意見124）

結論：畜産関係の生産振興対策事業補助金については、成果指標の設定と事

前・事後の支出の効果の検討がよくなされており、成果指標の設定や補助金支出の効果の検討方法に課題を有する他の補助金事務の参考に供すべきである。

説明：本件補助金は、本県における生産振興対策を総合的に推進することを目的とし、優良純粋種豚導入、生産管理指導事業を実施するために設けられたものである。

補助金の交付に当たっては、規則、交付要綱のほか、実施要領、実施基準が設けられており、事業目的、内容、要件が具体的に明記されているとともに、事業主体が事業を実施する上での県の管理体制、補助金支出に関する事前・事後の評価を行うための仕組みが整備されている。

また、成果指標についても配慮されており、本件補助金の予算編成時に課内で政策推進シートを作成する際に、「群馬県内のと畜場で処理された豚の状況」「出荷動向調査による母豚一頭当たりの出産頭数」等の指標を考慮しており、単価や計算の検証に活かされている。

事後評価に関しては、事業の実施主体から、実績報告の際に事業評価表の提出を求め、本事業の実施によりいかなる効果があったかの報告を求めており、県で検討の上、コメントを付して団体に返却している。

これら成果指標の設定、事前・事後の支出の効果が検討されていることにより、補助金の達成度、改善点の把握等が可能となるのであって、本件補助金以外の補助金で、成果指標の設定や事前・事後の支出の効果の方法に課題のある補助金事務の参考に供すべきである。

イ．本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

畜産の振興に資するため、畜産の振興に必要な経費に対し、補助金を交付するものとする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県畜産振興事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助対象経費、補助率等は以下のとおりである。

- ① 優良純粋種豚導入…… 3分の1以内（豚そのものの代金に対して）
- ② 生産管理指導…… 2分の1以内（事務費・改良方針の会議費・優良推薦農場の選定会議費などに対して）

(エ) 本件補助金の支出先

（公社）群馬県畜産協会であり、支出先への県有施設の貸与はない。

委託先は、日本養豚協会に登録している農家が一番多く、事業遂行能力があり、会員以外に対しても改良推進活動を行っていることから群馬県養豚協会に限っている。補助事業者における補助事業の遂行能力については、実績に基づいて、問題ないと認識している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。事前の効果検討については、何頭出荷するかなど計

画を出してもらって、確認を行う。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和47年度に開始され、44年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	3,715	2,888
平成24年度	1,199	1,149
平成25年度	3,491	3,261
平成26年度	3,726	3,289
平成27年度	722	655

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定率補助(2分の1、3分の1)である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、基本的に県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業終了後1か月又は交付決定のあった翌年度の4月20日のいずれか早い時期までに提出するものとされている。実績報告書(支出内容及び金額)の正確性についての検証は、群馬県畜産協会内の群馬県養豚協会事務局に出向いて臨検調査を行っている。

(サ) 事後点検

種豚農家が減っていることや伝染病の流行もあるので、種豚の安定供給体制を成果指標とするのは難しい。効果測定は、出荷動向調査と母豚一腹当たりの出産頭数調査等により実施している。しかし、PED(豚流行性下痢)が流行っているので、測定しづらい状況である。

純粋種豚の繁殖能力(1頭当たり育成頭数等)と産肉能力(ロース芯の太さ等)の向上目標は群馬県家畜改良増殖計画で定めている。これらの数値達成に貢献していると考えている。

(3) 群馬県畜産振興事業補助金

(生産振興対策事業……乳牛等改良促進)

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 成果指標の設定と支出の効果の検討方法の活用可能性(意見125)

成果指標の設定と事前・事後の支出の効果の検討がよくなされており、成果指標の設定や補助金支出の効果の検討方法に課題を有する他の補助金事務の参考に供すべきである。

説明：本件補助金は、本県における生産振興対策を総合的に推進することを目的とし、家畜共進会の開催、家畜共進会の出品対策事業を実施するために設けられたものである。

補助金の交付に当たっては、規則、交付要綱のほか、実施要領、実施基準が設けられており、事業目的、内容、要件が具体的に明記されているとともに、事業主体が事業を実施する上での県の管理体制、補助金支出に関する事前・事後の評価を行うための仕組みが整備されている。

また、成果指標についても配慮されており、本件補助金の予算編成時に課内で政策推進シートを作成する際に、「群馬県の経産牛頭数の推移」「群馬県の生乳生産量の推移」「1頭当たりの生乳生産量の推移」といった指標を考慮しており、単価や計算の検証に活かされている。

事後評価に関しては、事業の実施主体から、実績報告の際に事業評価表の提出を求め、本事業の実施によりいかなる効果があったかの報告を求めており、県で検討の上、コメントを付して団体に返却している。

これら成果指標の設定、事前・事後の支出の効果が検討されていることにより、補助金の達成度、改善点の把握等が可能となるのであって、本件補助金以外の補助金で、成果指標の設定や事前・事後の支出の効果の方法に課題のある補助金事務の参考に供すべきである。

イ．本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

畜産の振興に資するため、畜産の振興に必要な経費に対し、補助金を交付するものとする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県畜産振興事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助対象経費、補助率等は以下のとおりである。

- ① 家畜共進会の開催…… 3分の1以内（群馬県畜産協会が実施）
- ② 出品対策に要する経費…… 3分の1以内（全国版の共進会への出品対策北海道）

(エ) 本件補助金の支出先

（公社）群馬県畜産協会であり、支出先への県有施設の貸与はない。

支出先につき、家畜登録業務を行っているのが群馬県畜産協会のみなので、県内での家畜コンテストの実施主体は他に考えにくい現状である。

周知については、県から畜産協会、畜産協会から農協へと情報が発信され、各農家に共進会への出品を促してもらう。

補助事業者における補助事業の遂行能力の有無についても確認しており、県としては共進会を開催してもらって、県の改良の方向性が実際にどうなっているか確かめる良い機会（体型を見て能力を推し量る。）になる。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源であり、事前に効果を検討している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和47年度に開始され、44年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	2,133	618
平成24年度	1,955	1,936
平成25年度	600	589
平成26年度	886	782
平成27年度	2,614	2,515

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定率補助(3分の1)である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業終了後1か月又は交付決定のあった翌年度の4月20日のいずれか早い時期までに提出するものとされている。

実績報告書(支出内容及び金額)の正確性の検証は現地調査を含めて行っている。

(サ) 事後点検

成果指標としては、共進会の成功、全国大会でどのような賞を取ったかを確認し、県全体のレベル向上を図る。生産乳量等の指標の改善も行うほか、県全体の指標のチェックを行う。

6. 農政部農村整備課の補助金

(1) 群馬県営土地改良事業利子補給金

ア. 指摘事項ないし意見

該当なし。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

知事は、県営土地改良事業に係る受益者の負担の軽減を図るため、予算の範囲内において土地改良区に対して利子補給金を交付する。大規模な整備であり、個人負担が大きくなるため、利子補給も行っている。金利の低下などの経済情勢の変化を踏まえ、平成16年度以降に採択された事業は対象外である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等
規則、群馬県県営土地改良事業利子補給金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

県営土地改良事業に係る分担金相当額に充てるため土地改良区が公庫から借り入れた農業基盤整備資金に係る利子について、次の各号に掲げるすべての条件を満たすときは、補給金を交付するものとされている。

- ① 担い手地区以外の県営土地改良事業実施地区については、工事が完了していない地区であること。
- ② 担い手地区以外の県営土地改良事業実施地区については、借入金に係る償還据置期間中であること。
- ③ 担い手地区以外については、担い手農地集積資金と併せて借り入れた農業基盤整備資金に係る利子であること。
- ④ 当該土地改良区が過年度の分担金相当額を完納していること。
- ⑤ 市町村が当該土地改良区に対し次に規定する額と同額の額を利子補給金として交付すること。なお、次に規定する利子補給金の額とは、土地改良区が公庫に支払う利子の額（貸付受入金利息として土地改良区が公庫から受ける額を除く。）の100分の50以内とする。

(エ) 本件補助金の支出先

赤城西麓土地改良区、小泉泉沢土地改良区、内郷土地改良区であり、支出先への県有施設の貸与はない。

支出先につき、土地改良事業は数が少なく、様々な手続を経ているので、交付先が漏れることはあり得ない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。土地改良事業の本体事業について、事前・事後の評価を行っているため、本体事業に付随する利子補給事業単独の効果検証は行っていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和36年度に開始され、55年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	927	927
平成24年度	890	868
平成25年度	770	770
平成26年度	512	512
平成27年度	473	473

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は利子補給であり、定率補助（2分の1）である。

(ク) 本件補助金の負担割合

県が50%、市町村が50%を負担する。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

毎年度3月20日までに提出するものとされている。

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性に関する検証は、添付された金融機関の取引履歴等と照合するなどしている。

(サ) 事後点検

成果目標として利子補給自体の効果は定められていないが、本体事業である土地改良事業は事前・事後に評価・検証する。

(2) 群馬県土地改良事業等補助金（小規模農村整備事業）

ア. 指摘事項ないし意見

該当なし。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

農業生産基盤及び農村集落環境の整備を図るため、補助金を交付する。

事業の内容としては、一般型と県民参加型があり、一般型には①農業生産基盤保全整備、②農村地域保全整備、③特別対策がある。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県土地改良事業等補助金交付要綱、群馬県小規模農村整備事業実施要領

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

事業の内容及び補助率は以下のとおりである。補助率の[]は、事業主体が市町村で、財政力指数が0.75以上（各年度別別途提示）の場合に適用される。

①一般型

- ・農業生産基盤保全整備…40%以内 [35%以内]

（農地集積促進）…50%以内 [45%以内] 事業完了3年後までに、担い手等への農地利用集積率が10%以上増加することが確実と見込まれること

- ・農村地域保全整備

i 下記を除く農村地域保全整備…3分の1以内 [30%以内]

ii 災害復旧（農地）…50%以内

（農業用施設）…65%以内

iii 環境保全対策調査…50%以内

- ・特別対策…40%以内 [35%以内]

②県民参加型…事業費の50%以内

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は市町村、土地改良区、その他農業事務所長が認める者（農業者が組

織する団体等)であり、県有施設の貸与はない。

支出先から地域の要望が提出され、審査が行われるので、漏れはないと認識している。

補助事業者における補助事業の遂行能力の有無について、市町村や土地改良区なので、問題はないと考えている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源であり、事前の効果検討は行っていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成13年度に開始され、15年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	540,500	511,580
平成24年度	560,150	447,381
平成25年度	542,305	524,337
平成26年度	498,418	475,883
平成27年度	652,305	624,295

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は設備・施設の整備補助であり、定率補助(30~65%)である。

(ク) 本件補助金の負担割合

事業費の一定割合については県が100%負担。土地改良区は、事業によっては、県の他、市町村からも補助を受けている場合もあり得る。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.3人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後20日以内に提出するものとされている。

実績報告書(支出内容及び金額)の正確性の検証については、市町村や土地改良区、工事現場に行き、帳簿や契約書、工事の設計書、支払関係証憑などの現物を確認するなどしている。

(サ) 事後点検

成果指標については、申請された工事など事業自体がなされるのは当然として、補助事業の成果目標を設定することは難しい。地区ごとに評価表を作成し、スコアリングを行っており、また国庫補助事業の評価の仕方をアレンジして使用している。

効果測定として、補助対象となる工事が小規模であり、具体的に何らかの成果と結び付けて効果を測定するということではできていない。評価として、事前・事後の写真付きの事後評価表を添付してもらい、評価がおかしくなければ、そのまま追認する形である。補助金確定時点で評価を行っている。

